

目 次

ページ

議案甲第 38 号	専決処分の承認について（多久市災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部を改正する条例） ……	1
議案甲第 39 号	多久市課設置条例等の一部を改正する条例 ……	5
議案甲第 40 号	多久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 ……	7
議案甲第 41 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 ……	11
議案甲第 42 号	多久市職員給与条例等の一部を改正する条例 ……	14
議案甲第 43 号	多久市下水道条例等の一部を改正する等の条例 ……	30
議案甲第 44 号	多久市営住宅条例及び多久市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 ……	33
議案甲第 45 号	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について ……	35
議案甲第 46 号	多久市立図書館の指定管理者の指定について ……	37
議案甲第 47 号	多久市農業委員会の委員の任命の特例の適用について ……	38

議案乙第42号	専決処分の承認について（令和元年度多久市一般会計補正予算（第4号））……………	39
議案乙第43号	専決処分の承認について（令和元年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正予算（第3号））……………	41
議案乙第44号	専決処分の承認について（令和元年度多久市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号））……………	43
議案乙第45号	令和元年度多久市一般会計補正予算（第5号）……………	別冊
議案乙第46号	令和元年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正予算（第4号）……………	別冊
議案乙第47号	令和元年度多久市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案乙第48号	令和元年度多久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案乙第49号	令和元年度多久市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案乙第50号	令和元年度多久市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案乙第51号	令和元年度多久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊

議案乙第 5 2 号 令和元年度多久市水道事業会計補正予算
(第 2 号)別冊

議案乙第 5 3 号 令和元年度多久市病院事業会計補正予算
(第 1 号)別冊

報告第 1 0 号 専決処分の報告について

報告第 1 1 号 専決処分の報告について

議案甲第38号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多久市災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和元年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

令和元年8月の前線に伴う大雨災害に係る見舞金の支給の特例を定めるため、多久市災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部を改正する条例を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多久市災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和元年11月8日

多久市長 横 尾 俊 彦

別紙

多久市災害り災者に対する見舞金等支給条例の一部を改正する条例

多久市災害り災者に対する見舞金等支給条例（昭和54年多久市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「災害り災者に対して見舞金等を、死亡した者の遺族に対して弔慰金」を「災害り災者に対する見舞金及び死亡した者の遺族に対する弔慰金」に改める。

附則を次のように改める。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和元年8月の前線に伴う大雨災害に係る見舞金の支給の特例）

2 令和元年8月の前線に伴う大雨災害により現に居住する住居が被災した場合における見舞金の支給については、第3条第1項第1号並びに第5条第1号及び第2号の規定にかかわらず、当該災者の居住の用に供していた住宅につき、住家の被害認定調査（「災害の被害認定基準について」平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知に基づくものとする。）による被害の程度が、全壊、大規模半壊、半壊又は一部損壊である世帯に対しては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる見舞金を支給する。

（1） 住家の全壊 1世帯当たり10万円

（2） 住家の大規模半壊、半壊、一部損壊又は一部損壊（床上浸水） 1世帯当たり5万円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多久市災害り災

者に対する見舞金等支給条例附則第 2 項の規定は、令和元年 8 月 27 日以後に申請のあった見舞金の支給について適用する。

議案甲第39号

多久市課設置条例等の一部を改正する条例

(多久市課設置条例の一部改正)

第1条 多久市課設置条例(平成22年多久市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中第16号を第17号とし、第2号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 新公立病院整備課

第1条に次の1号を加える。

(18) 国民スポーツ大会推進課

第2条中第16号を第17号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第7号カ中「清掃センター」を「廃棄物」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 新公立病院整備課

新公立病院の整備推進に関すること。

第2条に次の1号を加える。

(18) 国民スポーツ大会推進課

国民スポーツ大会佐賀大会推進に関すること。

(多久市議会委員会条例の一部改正)

第2条 多久市議会委員会条例(平成3年多久市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「税務課」の次に「、国民スポーツ大会推進課」を加え、同項第2号中「市民生活課」を「新公立病院整備課、市民生活課」

に、「、農業委員会及び水道課」を「及び農業委員会」に改める。

(多久市職員定数条例の一部改正)

第3条 多久市職員定数条例（昭和43年多久市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、農業委員会及び水道事業」を「及び農業委員会」に改める。

第2条第7号を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

組織の見直しに伴い課の新設及び廃止を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第40号

多久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、基本報酬（正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬並びに期末手当とする。

2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

(報酬)

第3条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、月額、日額又は時間額により定めるものとする。

2 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、職務の複雑、困難及び責任の程度に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮し、月額350,000円、日額16,666円又は時間額2,150円の範囲内において規則で定める。

(報酬の支給)

第4条 報酬の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 月額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

3 日額又は時間額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

4 第2項により報酬を支給する場合において、月の1日から支給するとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎とし、日割りによって計算する。

(給料)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、職務の複雑、困難及び責任の程度に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮し、月額350,000円の範囲内において規則で定める。

(給料の支給)

第6条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。

2 フルタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの給料を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの給料を支給する。

3 前項により給料を支給する場合において、月の1日から支給するとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎とし、日割りによって計算する。

(給与の減額)

第7条 会計年度任用職員の給与の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じ、規則で定める。

(期末手当)

第8条 多久市職員給与条例（昭和29年多久市条例第11号。以下「給与条例」という。）第20条から第20条の3までの規定（第20条第5項を除く。）は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規

則で定めるものを除く。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、パートタイム会計年度任用職員にあつては「規則で定める報酬の額」と、フルタイム会計年度任用職員にあつては「給料の月額」と読み替えるものとする。

(費用弁償)

第9条 パートタイム会計年度任用職員に対しては、通勤に係る費用及び公務のための旅行に係る費用を弁償する。

2 前項のうち、通勤に係る費用弁償の支給対象及び支給方法に関し必要な事項は、一般職の常勤職員との権衡を考慮し、規則で定める。

3 第1項のうち、公務のための旅行に係る費用弁償は、多久市職員の旅費に関する条例(昭和63年多久市条例第20号)の例による。

(旅費)

第10条 フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、多久市職員の旅費に関する条例の定めるところにより、旅費を支給する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第11条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与は、一般職の常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、本条例を制定する必要がある。

議案甲第41号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(多久市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第1条 多久市公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成25年多久市
条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(多久市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 多久市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年多久
市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲
げる職員」を加える。

(多久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 多久市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和29年多
久市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加
える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規
定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第
22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(多久市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 多久市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年多久市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料月額」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては報酬の額（多久市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年多久市条例第 号）第3条第2項に規定する基本報酬の額に限る。））」を加える。

（多久市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 多久市職員の育児休業等に関する条例（平成4年多久市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。））」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。））」を加える。

（多久市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第6条 多久市職員の退職手当に関する条例（昭和38年多久市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

（多久市職員の旅費に関する条例の一部改正）

第7条 多久市職員の旅費に関する条例（昭和63年多久市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第42号

多久市職員給与条例等の一部を改正する条例

(多久市職員給与条例の一部改正)

第1条 多久市職員給与条例（昭和29年多久市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	196,000	231,700	265,400	292,100	322,400	367,300
	2	147,300	197,700	233,200	267,500	294,200	324,600	370,000
	3	148,500	199,300	234,700	269,300	296,500	327,000	372,400
	4	149,600	201,100	236,300	271,400	298,600	329,200	375,100
	5	150,700	202,600	237,800	273,300	300,600	331,500	377,200
	6	151,900	204,300	239,600	275,100	302,900	333,600	379,700
	7	153,000	206,100	241,000	277,000	305,300	335,800	382,100
	8	154,100	207,800	242,600	279,100	307,600	338,100	384,600
	9	155,100	209,500	243,900	281,100	309,600	340,100	386,900
	10	156,500	211,400	245,400	283,200	312,000	342,300	389,700
	11	157,900	213,200	246,900	285,300	314,200	344,500	392,300
	12	159,200	214,900	248,300	287,400	316,600	346,700	395,100
	13	160,400	216,200	249,800	289,500	318,800	348,700	397,500
	14	161,900	218,100	251,300	291,600	320,900	350,800	399,900
	15	163,500	219,800	252,700	293,600	323,200	352,800	402,100
	16	165,100	221,500	254,100	295,800	325,300	354,800	404,500
	17	166,300	223,300	255,700	297,700	327,300	356,800	406,400
	18	167,800	225,000	257,500	299,800	329,400	358,800	408,400
	19	169,400	226,500	259,200	301,900	331,500	360,600	410,300
	20	170,900	228,200	261,100	303,900	333,600	362,500	412,200
21	172,200	229,700	262,800	306,000	335,500	364,500	414,100	

22	175,000	231,400	264,600	308,100	337,600	366,400	415,900
23	177,600	232,800	266,500	310,100	339,700	368,400	417,700
24	180,300	234,500	268,200	312,300	341,800	370,400	419,700
25	182,900	235,700	270,100	314,100	343,400	372,400	421,500
26	184,600	237,100	272,100	316,300	345,400	374,300	423,000
27	186,300	238,600	273,900	318,400	347,300	376,400	424,600
28	187,900	239,800	275,800	320,400	349,200	378,400	426,200
29	189,300	241,100	277,600	322,400	350,900	379,900	427,800
30	191,100	242,300	279,500	324,400	352,800	381,800	429,100
31	192,800	243,400	281,400	326,500	354,700	383,600	430,400
32	194,400	244,700	283,300	328,700	356,600	385,100	431,700
33	196,000	246,000	284,900	330,100	358,500	386,900	432,900
34	197,400	247,200	286,800	332,100	360,300	388,400	434,200
35	198,700	248,400	288,700	334,100	362,200	389,900	435,500
36	200,100	249,800	290,600	336,200	363,900	391,500	436,800
37	201,400	250,800	292,300	338,100	365,300	392,900	438,000
38	202,600	252,200	294,100	340,100	366,700	394,200	438,800
39	203,800	253,700	295,900	342,100	368,100	395,400	439,600
40	205,000	255,200	297,700	344,100	369,500	396,500	440,400
41	206,400	256,600	299,400	346,000	370,800	397,600	441,000
42	207,700	258,000	301,100	347,900	371,700	398,800	441,700
43	209,000	259,400	302,800	349,800	372,900	400,100	442,400
44	210,200	260,900	304,400	351,700	374,000	401,200	443,200
45	211,400	262,100	306,200	353,200	374,800	401,900	444,000
46	212,700	263,400	307,900	354,600	375,700	402,600	444,800
47	214,000	264,800	309,500	356,200	376,600	403,300	445,200
48	215,200	266,300	311,300	357,700	377,600	404,000	445,900
49	216,300	267,500	312,400	359,300	378,500	404,600	446,400
50	217,500	268,600	313,900	360,100	379,300	405,200	446,800
51	218,400	269,900	315,400	361,400	380,100	405,800	447,200
52	219,500	271,200	317,100	362,400	380,900	406,200	447,600
53	220,600	272,400	318,700	363,300	381,600	406,600	448,000
54	221,600	273,500	320,300	364,400	382,300	406,900	448,400
55	222,500	274,800	322,000	365,300	383,000	407,200	448,800
56	223,500	276,100	323,500	366,500	383,800	407,500	449,200
57	224,000	277,200	325,000	367,400	384,300	407,800	449,500
58	224,800	278,200	326,200	368,100	384,800	408,100	449,900
59	225,600	279,300	327,500	368,800	385,400	408,400	450,200
60	226,400	280,400	328,700	369,500	386,100	408,700	450,500
61	227,100	281,600	329,400	369,900	386,500	409,000	450,800
62	228,100	282,700	330,300	370,500	387,200	409,300	
63	229,000	283,600	331,100	371,200	387,800	409,600	
64	229,900	284,600	331,900	372,000	388,400	409,900	
65	230,600	285,300	332,900	372,300	388,900	410,200	
66	231,400	286,200	333,300	373,000	389,500	410,500	
67	232,300	286,900	334,000	373,700	390,100	410,800	
68	233,400	287,800	334,800	374,400	390,700	411,100	
69	234,200	288,900	335,600	374,700	391,100	411,300	

70	234,900	289,700	336,300	375,300	391,600	411,600
71	235,600	290,500	337,000	376,000	392,100	412,000
72	236,400	291,300	337,700	376,600	392,700	412,300
73	237,200	292,100	338,200	376,900	393,000	412,500
74	237,900	292,600	338,900	377,600	393,400	412,800
75	238,700	293,000	339,400	378,300	393,800	413,100
76	239,400	293,500	340,000	378,900	394,300	413,300
77	240,100	293,700	340,300	379,300	394,600	413,500
78	240,900	294,100	340,800	379,800	394,900	
79	241,700	294,300	341,200	380,400	395,200	
80	242,500	294,700	341,700	380,900	395,500	
81	243,100	294,900	342,100	381,400	395,700	
82	243,900	295,100	342,600	382,000	396,000	
83	244,600	295,500	343,100	382,500	396,300	
84	245,300	295,800	343,600	382,800	396,500	
85	246,000	296,100	343,900	383,300	396,700	
86	246,700	296,400	344,400	383,800	397,000	
87	247,400	296,700	344,900	384,200	397,300	
88	248,100	297,100	345,300	384,500	397,500	
89	248,700	297,400	345,600	384,900	397,700	
90	249,300	297,800	346,000	385,400	398,000	
91	249,800	298,100	346,500	385,800	398,300	
92	250,300	298,500	346,900	386,200	398,500	
93	250,600	298,700	347,100	386,500	398,700	
94		298,900	347,500	387,000		
95		299,300	348,000	387,400		
96		299,700	348,400	387,800		
97		299,900	348,600	388,100		
98		300,200	349,000	388,700		
99		300,600	349,400	389,100		
100		301,000	349,800	389,500		
101		301,200	350,100	389,800		
102		301,500	350,500			
103		301,900	350,900			
104		302,200	351,300			
105		302,400	351,800			
106		302,700	352,200			
107		303,100	352,600			
108		303,400	353,000			
109		303,600	353,500			
110		304,000	353,900			
111		304,400	354,200			
112		304,700	354,500			
113		304,900	355,000			
114		305,200				
115		305,500				
116		305,900				
117		306,100				

	118		306,300					
	119		306,600					
	120		306,900					
	121		307,300					
	122		307,500					
	123		307,800					
	124		308,100					
	125		308,400					
再任用職員		187,700	215,200	258,600	278,300	293,700	318,900	361,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
	2	252,300	338,000	401,900	474,000	569,600
	3	254,800	340,900	404,500	476,200	572,700
	4	257,300	343,800	407,200	478,500	575,800
	5	259,500	346,500	409,800	480,700	578,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900	581,100
	7	267,100	352,800	414,900	485,100	583,500
	8	270,900	355,900	417,300	487,300	585,900
	9	274,500	358,700	419,500	489,300	588,100
	10	278,500	361,400	422,200	491,400	589,600
	11	282,500	364,500	424,800	493,500	591,100
	12	286,500	367,700	427,500	495,600	592,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700	594,100
	14	294,300	374,100	432,400	499,800	595,200
	15	298,200	377,100	434,800	501,900	596,300
	16	302,100	380,700	437,300	504,000	597,200
	17	305,800	384,300	439,300	506,100	598,400
	18	309,400	387,000	441,700	508,100	599,400
	19	312,900	389,500	444,000	510,100	600,400
	20	316,500	392,100	446,400	512,100	601,400
	21	320,100	394,900	447,900	513,900	602,400
	22	323,800	397,200	450,300	515,700	
	23	327,300	399,700	452,600	517,600	
	24	330,600	401,800	454,900	519,500	
25	334,100	403,800	456,900	521,200		

26	336,800	406,100	459,200	523,000
27	339,400	408,300	461,400	524,800
28	342,000	410,600	463,700	526,600
29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	

	70		472,000	524,700		
	71		472,700	525,600		
	72		473,400	526,500		
	73		473,800	527,300		
	74		474,400	528,200		
	75		475,100	529,100		
	76		475,800	529,800		
	77		476,200	530,600		
	78		476,800	531,500		
	79		477,400	532,400		
	80		477,900	533,300		
	81		478,500	534,100		
	82		479,000	535,000		
	83		479,500	535,900		
	84		480,000	536,800		
	85		480,400	537,600		
	86		481,000	538,500		
	87		481,400	539,400		
	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、医師の職にある職員に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,200	189,300	224,200	249,900	282,500	331,000	375,900
	2	152,700	191,000	225,700	251,300	284,600	333,000	378,600
	3	154,100	192,600	227,200	252,400	286,800	335,300	381,300
	4	155,500	194,200	228,800	253,800	289,100	337,500	384,000

5	156,700	195,700	230,000	254,900	291,200	339,500	386,300
6	158,600	197,300	231,600	256,200	293,300	341,700	389,100
7	160,300	198,800	233,000	257,400	295,500	343,800	391,700
8	161,900	200,200	234,600	258,700	297,700	346,100	394,500
9	163,600	201,800	235,800	260,000	299,800	348,100	396,600
10	165,300	203,400	237,300	261,100	302,000	350,300	398,900
11	166,900	204,800	238,600	262,200	304,100	352,400	401,200
12	168,800	206,400	240,000	263,200	306,400	354,500	403,400
13	170,300	207,800	241,600	264,500	308,500	356,300	405,500
14	172,200	209,300	243,000	265,800	310,500	358,300	407,600
15	174,300	210,800	244,100	267,400	312,700	360,200	409,600
16	176,200	212,400	245,600	268,800	314,700	362,300	411,700
17	178,100	213,900	246,600	270,400	316,900	364,100	413,600
18	180,000	215,400	247,700	272,300	318,900	366,100	415,600
19	181,800	217,100	248,800	274,100	321,000	368,200	417,500
20	183,700	218,800	250,100	276,000	323,200	370,200	419,700
21	185,600	220,000	251,500	277,900	325,100	372,100	421,500
22	187,100	221,500	252,500	279,700	327,100	374,100	423,100
23	188,600	223,000	253,600	281,500	329,100	376,200	424,800
24	190,100	224,400	254,700	283,400	331,100	378,400	426,300
25	191,800	225,800	256,000	285,200	333,100	379,800	427,800
26	193,100	227,200	257,400	287,100	335,000	381,600	429,100
27	194,500	228,500	258,800	289,100	337,000	383,500	430,400
28	195,900	229,800	260,300	290,900	339,100	385,100	431,800
29	197,300	231,100	261,900	292,700	340,600	386,900	433,100
30	198,500	232,400	263,600	294,700	342,400	388,400	434,300
31	199,600	233,900	265,300	296,500	344,200	390,100	435,500
32	200,900	235,300	267,100	298,400	346,000	391,800	436,600
33	202,200	236,500	268,500	300,300	347,700	393,100	437,900
34	203,500	237,700	270,300	302,000	349,500	394,500	439,100
35	204,800	238,800	272,100	303,800	351,500	395,800	440,300
36	206,200	240,000	273,900	305,700	353,300	397,000	441,500
37	207,200	241,400	275,400	307,100	355,100	398,100	442,800
38	208,400	242,700	277,200	308,800	356,900	399,300	443,700
39	209,600	244,000	278,900	310,600	358,500	400,500	444,100
40	210,900	245,300	280,600	312,200	360,200	401,600	444,800
41	212,000	246,600	282,200	314,000	361,500	402,400	445,300
42	213,200	247,800	283,900	315,700	362,600	403,200	445,700
43	214,400	249,000	285,600	317,400	363,800	404,000	446,100
44	215,500	250,200	287,300	319,100	365,000	404,800	446,500
45	216,800	251,400	289,000	320,200	366,200	405,200	446,900
46	217,900	252,800	290,700	321,700	367,100	405,900	447,300
47	218,800	254,300	292,400	323,200	368,300	406,400	447,700
48	219,900	255,800	294,100	324,800	369,400	406,800	448,000
49	220,900	257,400	295,400	326,200	370,400	407,200	448,300
50	221,900	258,800	297,000	327,600	371,400	407,500	448,700
51	222,800	260,200	298,500	328,800	372,500	407,800	449,000
52	223,800	261,700	300,200	330,100	373,500	408,100	449,400

53	224,300	262,800	301,600	331,200	374,300	408,400	449,700
54	225,100	264,200	303,100	332,200	375,100	408,700	
55	225,800	265,600	304,500	333,400	376,000	409,000	
56	226,700	267,100	306,100	334,400	376,900	409,300	
57	227,400	268,000	307,300	334,900	377,400	409,600	
58	228,300	269,300	308,500	335,800	378,300	409,900	
59	229,100	270,600	309,700	336,600	379,100	410,200	
60	229,900	272,000	311,200	337,500	379,900	410,600	
61	230,800	273,000	312,500	338,300	380,300	410,800	
62	231,600	274,200	313,700	338,700	381,000	411,200	
63	232,600	275,500	315,000	339,300	381,700	411,500	
64	233,600	276,800	316,300	340,000	382,400	411,800	
65	234,300	277,800	317,700	340,600	382,800	412,000	
66	235,100	278,900	318,500	341,300	383,500		
67	235,900	280,000	319,300	342,000	384,200		
68	236,800	281,100	320,100	342,700	384,700		
69	237,500	282,200	320,700	343,400	385,100		
70	238,300	283,300	321,400	343,900	385,600		
71	239,000	284,400	322,200	344,600	386,100		
72	239,700	285,500	322,800	345,200	386,600		
73	240,400	286,300	323,500	345,500	387,200		
74	241,200	287,000	323,700	346,100	387,700		
75	242,000	287,500	324,300	346,600	388,300		
76	242,800	288,400	324,900	347,200	389,000		
77	243,300	289,200	325,500	347,700	389,500		
78	244,000	289,800	326,000	348,200	390,000		
79	244,600	290,400	326,500	348,700	390,500		
80	245,200	291,000	327,000	349,100	391,000		
81	245,600	291,700	327,700	349,400	391,300		
82	246,000	292,200	328,200	349,800	391,800		
83	246,400	292,600	328,600	350,200	392,200		
84	246,700	293,000	329,100	350,500	392,600		
85	247,100	293,200	329,600	351,000	393,000		
86		293,400	330,000	351,300			
87		293,700	330,200	351,600			
88		293,900	330,600	351,900			
89		294,300	331,000	352,300			
90		294,500	331,400	352,600			
91		294,700	331,800	353,000			
92		294,900	332,200	353,300			
93		295,300	332,500	353,700			
94		295,500	332,700	354,000			
95		295,700	333,200	354,300			
96		296,000	333,500	354,600			
97		296,400	333,700	354,900			
98		296,700	334,000	355,400			
99		296,900	334,300	355,800			
100		297,200	334,600	356,200			

	101		297,500	334,800	356,700			
	102		297,700	335,100	357,100			
	103		297,900	335,500	357,500			
	104		298,200	335,700	357,900			
	105		298,500	335,900	358,400			
	106			336,100				
	107			336,500				
	108			336,700				
	109			336,900				
	110			337,300				
	111			337,700				
	112			338,100				
	113			338,300				
再任用職員		188,700	215,300	246,700	260,300	286,000	327,400	369,700

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士及び栄養士の職にある職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	165,400	193,000	240,400	263,200	288,600
	2	166,800	195,100	242,200	264,200	290,400
	3	168,300	197,300	244,000	265,000	292,300
	4	169,800	199,300	245,900	266,100	294,400
	5	171,200	201,400	247,200	266,700	296,100
	6	172,700	203,800	248,500	267,600	297,900
	7	174,200	206,100	249,500	268,400	299,900
	8	175,800	208,400	250,800	269,500	301,800
	9	177,000	210,700	251,900	270,600	303,700
	10	178,700	212,100	253,000	271,400	305,700
	11	180,400	213,600	253,800	272,700	307,500
	12	182,000	214,800	254,800	273,900	309,400
	13	183,400	216,100	256,100	275,200	311,100
	14	185,400	217,500	257,200	276,400	312,800
	15	187,500	219,000	257,900	277,700	314,600
	16	189,500	220,100	258,900	279,200	316,500
	17	191,700	221,400	259,400	280,600	318,300
	18	193,800	222,800	260,200	282,000	319,900
	19	195,900	224,200	261,300	283,400	321,600
	20	198,100	225,600	262,300	284,800	323,400
	21	200,100	226,800	263,200	286,400	324,900
22	202,400	228,400	264,200	288,000	326,400	

23	204,600	230,100	265,200	289,600	328,100
24	206,800	231,700	266,200	291,100	329,600
25	208,800	232,800	267,500	292,400	331,200
26	210,100	234,600	268,600	294,300	332,600
27	211,300	236,300	269,800	296,100	334,200
28	212,500	238,000	271,200	297,800	335,800
29	213,700	239,600	272,600	299,200	337,100
30	214,800	241,000	274,100	301,000	338,700
31	216,000	242,300	275,700	302,600	340,100
32	217,100	243,400	277,300	304,300	341,600
33	218,400	244,700	278,900	305,900	343,200
34	219,600	245,900	280,400	307,400	344,800
35	220,700	246,700	281,700	309,000	346,400
36	221,900	247,800	283,200	310,700	347,900
37	223,100	248,700	284,800	312,100	349,700
38	224,500	249,700	286,200	313,500	351,300
39	225,800	250,600	287,700	315,100	352,800
40	227,100	251,700	289,200	316,800	354,400
41	227,900	252,100	290,600	318,400	355,700
42	229,400	252,900	292,200	319,800	357,200
43	230,800	253,800	293,700	321,200	358,700
44	232,200	254,800	295,400	322,800	360,100
45	233,200	255,800	296,800	323,800	361,800
46	234,700	256,800	298,200	325,200	362,800
47	236,000	257,800	299,800	326,600	364,300
48	237,200	258,800	301,300	328,200	365,600
49	238,300	259,800	302,500	329,300	367,100
50	239,500	261,000	303,800	330,700	368,500
51	240,400	262,200	305,300	332,000	369,800
52	241,500	263,500	306,700	333,400	371,200
53	242,400	264,700	308,200	334,800	372,800
54	243,400	266,300	309,500	336,200	374,000
55	244,300	267,700	311,000	337,600	375,100
56	245,300	269,200	312,400	339,000	376,300
57	246,000	270,700	313,400	339,900	377,400
58	246,900	272,400	314,600	341,200	378,400
59	247,700	273,900	315,800	342,400	379,400
60	248,700	275,500	317,300	343,700	380,400
61	249,800	276,900	318,400	344,900	381,000
62	250,800	278,500	319,700	345,800	381,800
63	251,700	280,000	321,000	347,000	382,600
64	252,700	281,400	322,300	348,300	383,500
65	253,600	283,000	323,600	349,400	384,200
66	254,500	284,500	324,900	350,700	384,800
67	255,700	286,000	326,200	351,900	385,600
68	256,700	287,500	327,600	353,000	386,300
69	257,600	288,800	328,300	354,000	386,900
70	258,700	290,300	329,400	355,000	387,500

71	259,900	291,800	330,500	356,200	388,200
72	261,100	293,200	331,400	357,300	388,900
73	262,500	294,400	332,700	358,100	389,600
74	263,800	295,800	333,500	359,200	390,100
75	265,100	297,200	334,600	360,300	390,700
76	266,500	298,500	335,800	361,500	391,200
77	267,500	300,100	336,900	362,200	391,600
78	268,600	301,400	338,100	363,000	392,200
79	269,900	302,600	339,300	363,800	392,700
80	271,200	303,900	340,500	364,500	393,000
81	272,300	304,600	341,600	365,100	393,300
82	273,300	305,900	342,700	365,600	393,800
83	274,400	307,000	343,700	366,200	394,300
84	275,500	308,200	344,900	366,800	394,600
85	276,400	309,300	345,800	367,400	394,900
86	277,400	310,600	346,800	367,900	395,400
87	278,500	311,800	347,700	368,500	395,900
88	279,600	312,900	348,700	369,000	396,300
89	280,500	314,200	349,800	369,500	396,600
90	281,400	315,400	350,600	369,800	397,000
91	282,400	316,700	351,400	370,400	397,500
92	283,500	317,900	352,200	370,900	397,900
93	284,500	318,700	352,800	371,200	398,300
94	285,500	319,400	353,400	371,700	
95	286,400	320,100	354,100	372,200	
96	287,400	320,700	354,700	372,500	
97	288,300	321,400	355,100	373,100	
98	289,100	321,800	355,600	373,600	
99	289,700	322,400	356,100	374,100	
100	290,600	323,100	356,500	374,600	
101	291,400	323,500	357,000	375,200	
102	292,200	324,100	357,400	375,700	
103	293,000	324,700	357,900	376,200	
104	293,900	325,300	358,300	376,600	
105	294,600	325,800	358,600	377,200	
106	295,100	326,200	359,100	377,800	
107	295,600	326,700	359,500	378,300	
108	296,100	327,300	359,800	378,800	
109	296,300	327,700	360,300	379,400	
110	296,600	328,100	360,900	379,800	
111	296,800	328,400	361,400	380,300	
112	297,200	328,700	361,900	380,800	
113	297,500	329,100	362,400	381,400	
114	297,700	329,500	362,900		
115	298,100	329,900	363,400		
116	298,400	330,200	363,800		
117	298,700	330,400	364,200		
118	299,000	330,700	364,600		

119	299, 400	331, 100	365, 100
120	299, 800	331, 300	365, 600
121	300, 100	331, 500	366, 000
122	300, 500	331, 800	366, 600
123	300, 800	332, 100	367, 100
124	301, 200	332, 400	367, 600
125	301, 400	332, 600	367, 900
126	301, 600	333, 000	
127	301, 900	333, 400	
128	302, 300	333, 600	
129	302, 500	333, 800	
130	302, 800	334, 000	
131	303, 200	334, 400	
132	303, 600	334, 600	
133	303, 800	334, 900	
134	304, 100	335, 300	
135	304, 500	335, 700	
136	304, 900	336, 100	
137	305, 100	336, 400	
138	305, 400	336, 800	
139	305, 800	337, 200	
140	306, 100	337, 600	
141	306, 300	337, 900	
142	306, 700	338, 300	
143	307, 100	338, 700	
144	307, 400	339, 100	
145	307, 600	339, 400	
146	307, 800	339, 800	
147	308, 100	340, 200	
148	308, 500	340, 600	
149	308, 700	340, 900	
150	308, 900	341, 300	
151	309, 200	341, 700	
152	309, 500	342, 100	
153	309, 900	342, 400	
154	310, 100		
155	310, 300		
156	310, 700		
157	311, 000		
158	311, 300		
159	311, 600		
160	311, 900		
161	312, 300		
162	312, 600		
163	312, 900		
164	313, 200		
165	313, 600		
166	313, 900		

	167	314,200				
	168	314,500				
	169	314,900				
再任用職員		235,100	258,800	266,100	276,400	293,000

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師の職にある職員に適用する。

第2条 多久市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

第3条 多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和33年多久市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第4条 多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第7条中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(市長及び副市長の諸給与条例の一部改正)

第5条 市長及び副市長の諸給与条例（昭和29年多久市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第6条 市長及び副市長の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第7条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例（昭和29年多久市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第8条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6

条及び第 8 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定（多久市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 から別表第 4 までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

3 第 1 条の規定（給与条例第 21 条第 2 項第 1 号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第 3 条の規定による改正後の多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第 5 条の規定による改正後の市長及び副市長の諸給与条例（以下「改正後の市長副市長諸給与条例」という。）の規定及び第 7 条の規定による改正後の多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長諸給与条例」という。）の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

第 2 条 平成 31 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与等の内払）

第 3 条 第 1 条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）、改正後の議員報酬条例、改正後の市長副市長諸給与条例又は改正後の教育長諸給与条例を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例、第 3 条の規定による改正前の多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例、第 5 条の規定による改正前の市長及び副市長の諸給与条例又は第 7 条の規定による改正前の多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の市長副市長諸給与条例又は改正後の教育長諸給与条例の規定による給与等の内払とみなす。

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

佐賀県人事委員会勧告に伴い職員の給与等を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 4 3 号

多久市下水道条例等の一部を改正する等の条例

(多久市下水道条例の一部改正)

第 1 条 多久市下水道条例（平成 1 6 年多久市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

一般排水	5 立方メートルまで 7 5 0 円 1 0 立方メートルまで 1, 5 0 0 円	1 0 立方メートルを超える部分	1 5 0 円
------	---	------------------	---------

」

を

「

一般排水	5 立方メートルまで 9 0 0 円 1 0 立方メートルまで 1, 8 0 0 円	1 0 立方メートルを超える部分	1 8 0 円
------	---	------------------	---------

」

に改める。

(多久市農業集落排水施設条例の一部改正)

第 2 条 多久市農業集落排水施設条例（平成 1 5 年多久市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

一般排水	5立方メートルまで800円 10立方メートルまで1,600円	10立方メートルを超える部分	160円
------	-----------------------------------	----------------	------

」

を

「

一般排水	5立方メートルまで900円 10立方メートルまで1,800円	10立方メートルを超える部分	180円
------	-----------------------------------	----------------	------

」

に改める。

(多久市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例及び多久市コミュニティ・プラント整備事業分担金徴収条例の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 多久市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例（平成9年多久市条例第11号）
- (2) 多久市コミュニティ・プラント整備事業分担金徴収条例（平成9年多久市条例第12号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して使用し、

かつ、施行日後における最初に確定する使用料の算定方法は、改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行日前に、多久市コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第1条の規定による改正後の多久市下水道条例の相当規定によりなされたものとみなす。ただし、施行日前に確定する使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

4 この条例の施行日前に、多久市コミュニティ・プラント整備事業分担金徴収条例の規定により課し、又は課すべきであった手数料分担金の取扱いについては、なお従前の例による。

5 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定並びにコミュニティ・プラント事業の公共下水道事業への統合に伴い、条例を一部改正及び廃止する必要がある。

議案甲第44号

多久市営住宅条例及び多久市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正
する条例

(多久市営住宅条例の一部改正)

第1条 多久市営住宅条例(平成9年多久市条例第35号)の一部を次のよう
に改正する。

第17条第2項中「毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)」
を「毎月末日(12月分については当該月の25日、月の途中で明け渡した
場合は明け渡した日)」に改める。

(多久市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 多久市特定公共賃貸住宅条例(平成18年多久市条例第33号)の一
部を次のように改正する。

第12条第2項中「毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)」
を「毎月末日(12月分については当該月の25日、月の途中で明け渡した
場合は明け渡した日)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多久市営住宅条例第17条及び多久市特定公共賃
貸住宅条例第12条の規定は、令和2年度以後の年度分の市営住宅及び特定
公共賃貸住宅に係る家賃の納付に適用し、令和元年度分までの市営住宅及び
特定公共賃貸住宅に係る家賃の納付については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

市の収納事務の見直しに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第45号

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
同組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和2年3月31日をもって、西佐賀水道企業団を佐賀県市町総合事務組合から脱退させるため、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、佐賀県市町総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により市議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、同組合同規約を変更する必要があるため、この案を提案する。

別紙

佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1並びに別表第2第3条第1号に関する事務の項及び別表第2第3条第7号に関する事務の項中「太良町 西佐賀水道企業団」を「太良町」に改める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

議案甲第46号

多久市立図書館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久市立図書館

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

東京都文京区大塚三丁目1番1号

株式会社 図書館流通センター

代表取締役 細川 博史

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

多久市立図書館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

議案甲第 4 7 号

多久市農業委員会の委員の任命の特例の適用について

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項に規定する農業委員会の委員の任命について、同条第 5 項ただし書の特例を適用するため、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 2 6 年農林省令第 2 3 号）第 2 条第 1 号の規定により、市議会の同意を求める。

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

多久市内の認定農業者の数が多久市農業委員会の委員の定数の 8 倍を下回る場合、委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするところについては、市議会の同意を得る必要があるため。

議案乙第42号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和元年度多久市一般会計補正予算（第4号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和元年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

令和元年度多久市一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和元年度多久市一般会計補正予算（第4号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和元年9月3日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第43号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和元年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正予算（第3号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和元年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

令和元年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正予算（第3号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和元年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正予算（第 3 号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和元年 9 月 3 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第44号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和元年度多久市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和元年12月2日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

令和元年度多久市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和元年度多久市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和元年9月3日

多久市長 横 尾 俊 彦